

# ○姫路市議会基本条例

平成23年10月6日

条例第50号

## 目次

### 前文

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 議員の責務及び活動原則（第4条・第5条）
- 第3章 議会運営の原則（第6条・第7条）
- 第4章 議会の機能の強化（第8条—第12条）
- 第5章 市民との関係（第13条—第16条）
- 第6章 市長等との関係（第17条—第22条）
- 第7章 議会改革の推進（第23条）
- 第8章 議員の政治倫理（第24条）
- 第9章 議会事務局及び議会図書室（第25条・第26条）
- 第10章 補則（第27条・第28条）

### 附則

平成12年4月のいわゆる地方分権一括法の施行により、地方への権限移譲が進み、地方公共団体の自己決定と自己責任の原則は重みを増している。

また、本格的な人口減少や少子高齢化社会の到来など社会経済情勢は大きく変化するとともに、市民ニーズも多様化し、それに伴い地方公共団体が処理すべき事務も増大し、高度化してきている。

このような状況において、市長とともに直接選挙により選出された議員で構成する議会は、市民の代表であるとともに、二元代表制の一翼を担う存在として、その果たすべき役割や責任はこれまで以上に大きくなっている。

議会は、地方自治の本旨に基づいて市民全体の福祉の向上及び市政の発展により一層貢献するためにも、議会の本来あるべき姿を再認識し、地域における民主主義の発展に努めるとともに、その機能を強化して市民の負託に応えなければならない。

すなわち、議会は、言論の府、討論の場として十分に議論を尽くすとともに、政策立案、政策提言等を積極的に行うことにより、住みやすい街を市民と共に築き上げていく使命を果たす責務を負っている。

また、議会は、市民に開かれた、分かりやすい議会であり、かつ、信頼される議会とし

て、積極的な情報公開や説明責任を果たすことに努めるとともに、市民の意思を適確に把握し市政に反映することが大切である。

更に、議会は、二元代表制の下では、市長その他の執行機関との立場及び権能の違いを踏まえ、緊張ある関係を保ちながら、議員自らの努力と議会の責任において、その予算執行を含む市政運営への監視及び評価機能の充実に努める必要がある。

このような認識の下、姫路市議会は、これまでの議会改革の取り組みを一層進めるとともに、議員自らが政治倫理の向上に取り組み、市民の負託に全力で応えることを決意し、ここに、議会の基本理念、議員の責務及び活動原則、議会と市長その他の執行機関及び市民との関係等に関する基本的事項を明らかにし、この条例を制定する。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、地方自治の本旨に基づき、議会の基本理念、議員の責務及び活動原則・議会運営の原則等の議会に関する基本的事項を定めることにより、議会が市民の負託に的確に応え、もって市民全体の福祉の向上及び市政の発展に寄与することを目的とする。

### (基本理念)

第2条 議会は、二元代表制の下における議会の役割を踏まえつつ、市政における唯一の議決機関として市民の意思を市政に反映することにより真の地方自治の実現を目指すものとする。

### (基本方針)

第3条 議会は、前条の基本理念にのっとり、次の各号に掲げる基本方針に基づいた議会活動を行うものとする。

- (1) 市民に対して積極的な議会活動の情報公開及び情報発信に努めること。
- (2) 市民が参画しやすい開かれた議会運営に努めること。
- (3) 市民の意思を的確に把握し、市政及び議会活動に反映させるように努めること。
- (4) 市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）の市政運営について監視及び評価を行うこと。
- (5) 積極的に政策立案又は政策提言に取り組み、本市の政策を決定すること。
- (6) 議会改革の推進に努めること。

## 第2章 議員の責務及び活動原則

### (議員の責務及び活動原則)

第4条 議員は、市政全般の課題及び市民の多様な意思を的確に把握し、市民の代表として市民全体の福祉の向上を目指して活動するものとする。

2 議員は、日常の調査及び研修活動を通じて自らの資質の向上に努めるものとする。

3 議員は、議会活動について、市民に対して説明する責務を有する。

4 議員は、議会が討議の場であること及び合議制の機関であることを十分認識し、積極的な議論を重んじなければならない。

(会派)

第5条 議員は、議会活動を行うため、会派（所属議員が1人の場合を含む。以下同じ。）を結成することができる。

2 会派は、基本的政策が一致する議員で構成し、活動する。

3 所属議員が3人以上の会派を交渉団体とする。

4 会派は、政策決定、政策立案、政策提言等に関し、必要に応じて会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。

### 第3章 議会運営の原則

(議会運営の原則)

第6条 議会は、合議制の機関として、円滑かつ効率的な議会運営に努めるものとする。

2 議会は、市民に開かれた議会運営に努めるものとする。

3 議会は、議長又は副議長を選出するときは、その経過を明らかにするように努めるものとする。

4 議長は、中立公正な職務遂行に努めるとともに、民主的かつ効率的な議会運営を行うものとする。

(委員会)

第7条 議会は、議案その他多様な政策等を効率的かつ詳細に審査するため常任委員会を設置し、新たに生じる行政課題等に迅速かつ的確に対応するため特別委員会を設置する。

2 常任委員会は、市政の課題に対応して機動的に開催し、その機能を十分に発揮するよう運営しなければならない。

3 特別委員会は、市政の課題に対応してその事案の専門性、特殊性を考慮し、その機能を十分に発揮するよう運営しなければならない。

4 常任委員会、特別委員会及び議会運営委員会（以下「委員会」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第109条第5項において準用する法第115条の2の規定による公聴会制度及び参考人制度を十分に活用して、専門

的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。

5 委員長は、中立公正な職務遂行に努めるとともに、民主的かつ効率的な委員会運営を行うものとする。

6 前各項に定めるもののほか、委員会に関しては、姫路市議会委員会条例（昭和52年姫路市条例第30号）の定めるところによる。

#### 第4章 議会の機能の強化

（自由討議の尊重）

第8条 議会は、委員会又は法第100条第12項に規定する協議又は調整を行うための場（以下「協議又は調整の場」という。）等における議案の審査等の際には、議員相互間の自由討議を尊重しながら、合意形成に努めるものとする。

（政策立案及び政策提言）

第9条 議会は、条例の制定、議案の修正、決議等を通じて、市長等に対し、積極的に政策立案及び政策提言を行うものとする。

（専門的事項に係る調査）

第10条 議会は、法第100条の2の規定による専門的事項に係る調査に当たり、学識経験を有する者の積極的な活用に努めるものとする。

（検討会等）

第11条 議員は、市政の課題に関する調査のため必要があると認めるときは、議員で構成する検討会等を開催することができる。

（政務活動費）

第12条 姫路市議会政務活動費交付条例（平成13年姫路市条例第1号）の定めるところにより政務活動費の交付を受けた会派は、政務活動費を有効に活用し、市政に関する調査研究その他の活動を積極的に行うものとする。

2 前項に規定する会派は、政務活動費を適正に執行し、市民に対して使途の説明責任を負うものとする。

3 前2項に定めるもののほか、政務活動費に関しては、姫路市議会政務活動費交付条例の定めるところによる。

#### 第5章 市民との関係

（市民の市政への参画）

第13条 議会は、議会の活動に関する情報公開に努めるとともに、市民に対する説明責任を果たすものとする。

- 2 議会は、市民の意思を議会活動に反映することができるよう、市民の意思の把握に努めるものとする。
- 3 委員会は、請願の審査に当たって必要があると認めるときは、その提出者の意見を聴く機会を設けるとともに、議会は、審議の結果について請願者に対し説明するように努めるものとする。
- 4 市長等は、法第125条の規定により送付を受けた請願について、その処理の経過及び結果の報告を議会又は所管の委員会に対して行うものとする。

(委員会等の公開等)

第14条 議会は、委員会又は協議又は調整の場を原則として公開する。

- 2 議会は、会議等の傍聴人に対して議案の審議又は審査のための資料等の提供に努めるものとする。

(情報公開の推進)

第15条 議会は、姫路市情報公開条例(平成14年姫路市条例第3号)の規定による行政文書の公開請求に適切に対応するものとする。

- 2 議会は、会議録及び委員会記録を閲覧できるようにするものとする。

(議会広報の充実)

第16条 議会は、多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう広報活動に努めるものとする。

## 第6章 市長等との関係

(市長等との関係の基本原則)

第17条 議会は、市長等と常に緊張ある関係を保持し、市長等の事務の執行の監視及び評価を行うものとする。

- 2 議会の会議における質疑質問は、一括質疑質問一括答弁の方式又は一問一答の方式によるものとし、議員は、論点及び争点を明確にするように行うものとする。
- 3 市長等及びその補助機関である職員は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質疑又は質問に対して、反問することができる。

(重要な政策等の監視及び評価)

第18条 市長等は、市長等が提案する重要な政策、計画、施策、事業等(以下「重要な政策等」という。)について、次の各号に掲げる事項の説明に努めるものとする。

- (1) 重要な政策等を必要とする背景
- (2) 検討した他の政策案等との比較検討

- (3) 重要な政策等の形成過程における市民の意見公募等の実施状況
- (4) 総合計画における根拠又は位置付け
- (5) 関係法令及び条例等
- (6) 財源措置
- (7) 将来にわたる効果及び費用

2 議会は、重要な政策等の提案を受けたときは、立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における評価に資する審議に努めるものとする。

(予算・決算審議における説明)

第19条 市長は、予算又は決算を議会に提出し、議会の審議に付すに当たっては、分かりやすい施策別又は事業別の説明資料の作成に努めるものとする。

(基本的な計画の説明)

第20条 市長等は、市長等が各行政分野における基本的な計画の策定、変更等をするために計画の概要を公表し、広く市民から意見等を募集するときは、あらかじめ、その理由及び概要を議会又は所管の委員会に対して説明するものとする。

(議決事件の追加)

第21条 法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件は、議会の監視機能上の必要性和市長等の政策執行上の必要性和を比較考量し、別に条例で定めるものとする。

(定例会)

第22条 法第102条第2項の規定による議会の定例会は、年4回とする。

#### 第7章 議会改革の推進

(議会改革の継続的な取組)

第23条 議会は、社会環境、経済情勢等の変化により新たに生ずる市政の課題に適切かつ迅速に対応するため、この条例の理念に基づく議会改革に継続的に取り組むものとする。

#### 第8章 議員の政治倫理

(議員の政治倫理)

第24条 議員は、市政が市民の厳粛な負託によるものであることを認識し、その負託に応えるため、市民の疑念を招くことのないよう、議員自らが律することにより、政治倫理の向上と確立に努めなければならない。

2 議員の政治倫理に関しては、別に条例で定めるところによる。

#### 第9章 議会事務局及び議会図書室

(議会事務局の強化)

第25条 議会は、議会の政策形成及び立案能力の向上を図り、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の調査機能及び法務機能の充実強化並びに組織体制の整備を図るものとする。

(議会図書室の充実)

第26条 議会は、議員の調査研究に資するために設置する議会図書室を適正に管理し、及び運営するとともに、その図書、資料等の充実に努めるものとする。

#### 第10章 補則

(他の条例等との関係)

第27条 この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合には、この条例との整合を図るものとする。

(議会及び議員の条例等の遵守)

第28条 議会及び議員は、この条例及び議会に関する他の条例、規則等を遵守して議会を運営し、市民の厳粛な負託に応えなければならない。

2 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、研修を行わなければならない。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(姫路市議会定例会の回数に関する条例の廃止)

2 姫路市議会定例会の回数に関する条例(昭和31年姫路市条例第15号)は、廃止する。

3 [略]

(条例の見直し)

4 議会は、この条例の施行後、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成24年12月21日条例第88号)

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(平成24年法律第72号)附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

附 則 (平成24年12月21日条例第89号)

(施行期日)

- 1 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

附 則（令和4年12月21日条例第59号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。